

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」(平成15年10月9日医政指発第1009001号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成15年厚生労働省告示第147号)</p> <p>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつていいる場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)、健康増進増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつていいる場合に限る。)、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の</p>	<p>別添1 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成15年厚生労働省告示第147号)</p> <p>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつていいる場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)、健康増進増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつていいる場合に限る。)、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の</p>

接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分岐に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ～ニ（略）

二（略）

予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分岐に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ～ニ（略）

二（略）

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすもの旨の証明願

平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

申請者名 _____ 印

住 所 _____

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第3

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすもの旨の証明願

平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

申請者名 _____ 印

住 所 _____

租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下1.において同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示

14号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分勉に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

2～6 (略)

申請者は、上記の基準を満たすことを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印

第314号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分勉に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

2～6 (略)

申請者は、上記の基準を満たすことを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印

<p>「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等</p> <p>第1 申請書類 1～4 (略)</p> <p>5 証明願記6 (差額ベッドの割合に関する基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付表4 (証明願記6に係る添付書類) ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式4-1)の写し <p>第2～第3 (略)</p>	<p>「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等</p> <p>第1 申請書類 1～4 (略)</p> <p>5 証明願記6 (差額ベッドの割合に関する基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付表4 (証明願記6に係る添付書類) ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票(別紙様式4)の写し <p>第2～第3 (略)</p>
---	--

○「租税特別措置法施行令第39条の2第5項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

改正後		改正前			
証明願記1及び2に係る添付書類 申請者名 _____ 印 住 所 _____		証明願記1及び2に係る添付書類 申請者名 _____ 印 住 所 _____			
以下のとおり相違ありません。		以下のとおり相違ありません。			
1 診療収入の明細（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）		1 診療収入の明細（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）			
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査 予防接種 助産 介護事業 臨海福祉事業 自由診療等	円	円	円	%
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査 予防接種 助産 介護事業 臨海福祉事業 自由診療等				
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査 予防接種 助産 介護事業 臨海福祉事業 自由診療等				
合計					① ② ③

付表1

付表1

改 正 後		改 正 前	
社会保険診療	①	予防接種	④
労災保険診療	②	助産	⑤
健康診査	③	介護事業	⑥
予防接種	④	自由診療等	⑦
助産	⑤	計	100%
介護事業	⑥		
障害福祉事業	⑦		
自由診療等	⑧		
計	100%		

(記載上の注意事項)
 (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度)において、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。
 (2) 収入金額計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。
 ・同一基準による。
 ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬
 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。
 ・同一基準による。
 ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)
 ○ ③が⑧と一致すること。

社会保険診療	①	予防接種	④
労災保険診療	②	助産	⑤
健康診査	③	介護事業	⑥
予防接種	④	自由診療等	⑦
助産	⑤	計	100%
介護事業	⑥		
障害福祉事業	⑦		
自由診療等	⑧		
計	100%		

(記載上の注意事項)
 (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度)において、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。
 (2) 収入金額計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。
 ・同一基準による。
 ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬
 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。
 ・同一基準による。
 ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)
 ○ ③が⑧と一致すること。

改正後

改正前

5 予防接種に係る診療収入の証明		5 予防接種に係る診療収入の証明	
定期接種	任意の予防接種のうち告示に定めるもの	定期の予防接種等	任意の予防接種のうち告示に定めるもの
臨時接種			
麻しん	円	麻しん	円
風しん	円	風しん	円
インフルエンザ	円	インフルエンザ	円
おたふくかぜ	円	おたふくかぜ	円
ロタウイルス感染症	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
	円		円
(記載上の注意事項) ○ ④が⑤と一致すること。		(記載上の注意事項) ○ ④が⑤と一致すること。	
6 助産に係る診療収入の証明		6 助産に係る診療収入の証明	
自由診療のうち助産に係る収入	助産に係る収入金額	自由診療のうち助産に係る収入	助産に係る収入金額
分焼件数(⑥)×50万円	円	分焼件数	円
	円		円
(記載上の注意事項) ○ ⑤が⑥又は⑦の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。 添付資料 ○ 診療報酬規程。		(記載上の注意事項) ○ ⑤が⑥又は⑦の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。 添付資料 ○ 診療報酬規程。	
7 介護保険法のサービス事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明		7 介護保険法のサービス事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明	
第一種社会福祉事業	社会福祉事業以外	第二種社会福祉事業	社会福祉事業以外
居宅サービス事業	居宅サービス事業	居宅サービス事業	居宅サービス事業
地域密着型サービス事業	地域密着型サービス事業	地域密着型サービス事業	地域密着型サービス事業
介護予防サービス事業	介護予防サービス事業	介護予防サービス事業	介護予防サービス事業
地域密着型介護予防サービス事業	地域密着型介護予防サービス事業	地域密着型介護予防サービス事業	地域密着型介護予防サービス事業
計	円	計	円
	円		円
(記載上の注意事項) ○ ⑥が⑦と一致すること。		(記載上の注意事項) ○ ⑥が⑦と一致すること。	

(新設)

8. 障害福祉サービス事業(社会保険診療に係る収入の明細)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

	円	円	円
介護給付費		障害児通所給付費	円
特別介護給付費		特別障害児通所給付費	円
訓練等給付費		障害児入所給付費	円
特別訓練等給付費		特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費		障害児相談支援給付費	円
特別特定障害者特別給付費		特別障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費			円
特別地域相談支援給付費			円
計画相談支援給付費			円
特別計画相談支援給付費			円
基幹後当番介護従事者			円
地域生活支援事業			円
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	円

(記載上の注意事項)
○ ()が()と一致すること。

添付書類

- 上記「1. 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

添付書類

- 上記「1. 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

付表4

証明願記6に係る添付書類

申請者名 _____ 印
住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	差額あり①	差額なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度)にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合であっても、全体の定員数に対する特別な療養に係る定員の割合は30%以下でないと要件を満たさないで留意すること。

添付書類

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式4-1)の写し

付表4

証明願記6に係る添付書類

申請者名 _____ 印
住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	差額あり①	差額なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度)にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合であっても、全体の定員数に対する特別な療養に係る定員の割合は30%以下でないと要件を満たさないで留意すること。

添付書類

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票(別紙様式4)の写し

申請書類一覧

申請書類一覧

◎該当する書類にチェックをしてください。

◎該当する書類にチェックをしてください。

申請書類	備考
<input type="checkbox"/> 証明願	
<input type="checkbox"/> 付表 1 (証明願記 1 及び 2 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/> 付表 2 (証明願記 3 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/> 付表 3 (証明願記 4 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/> 付表 4 (証明願記 6 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/> 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)	
<input type="checkbox"/> 診療報酬規程	
<input type="checkbox"/> 前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
<input type="checkbox"/> 就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/> 証明願記 5 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
<input type="checkbox"/> 前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入居医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式 4-1)の写し	

※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

申請書類	備考
<input type="checkbox"/> 証明願	
<input type="checkbox"/> 付表 1 (証明願記 1 及び 2 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/> 付表 2 (証明願記 3 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/> 付表 3 (証明願記 4 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/> 付表 4 (証明願記 6 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/> 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)	
<input type="checkbox"/> 診療報酬規程	
<input type="checkbox"/> 前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
<input type="checkbox"/> 就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/> 証明願記 5 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
<input type="checkbox"/> 前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票(別紙様式 4)の写し	

※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

付表1

証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

(記載上の留意事項)

- ① 患者収容定員数(病床数)については、当該医療施設が医療法第27条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。
- ② 当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

※ 当該医療施設に係る使用許可証(当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証)を添付すること。

付表1

証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

(記載上の留意事項)

- ① 患者収容定員数(病床数)については、当該医療施設が医療法第27条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。
- ② 当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

※ 当該医療施設に係る使用許可証(当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証)を添付すること。

○「持分の定めない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日医政支発0929第1号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 移行計画の認定の要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する要件(同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。)第57条の2)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(6) 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 移行計画の認定の要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する要件(同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。)第57条の2)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に規定するものを除く。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。(施行規則第57条の2第1項第2号イ)</p>

<p>費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。 (施行規則第57条の2第1項第2号イ)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第3 移行計画の認定に当たったの留意事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項(平成18年改正法附則第10条の8)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 認定医療法人は、上記(4)の都道府県知事の認可を受けて、持分の定めのない医療法人への移行を完了した場合、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日までの間、当該認可を受けた日から起算して1年を経過することに、その経過する日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、運営の状況を報告しなければならない(施行規則第60条第5項第1号)。</p> <p>また、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日から同じく6年を経過する日までの間の運営の状況については、当該認可を受けた日から起算して5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、運営の状況については、当該認可を受けた日から5年9か月までの報告を求めるとする(施行規則第60条第5項第2号)。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>4 改正前認定医療法人に関する経過措置</p> <p>1 平成29年9月30日以前の認定を受けた医療法人で、持分の定めのない医療法人へ移行していないもの(以下「改正前認定医療法人」という。)であって、移行計画に記載された移行の期限までの間にあるものは、平成29年10月1日以降、改訂後の平成18年改正法附則第10条の3第1項の認定(以下「特例認定」という。)</p>	<p>イ～ホ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第3 移行計画の認定に当たったの留意事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項(平成18年改正法附則第10条の8)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 認定医療法人は、上記(4)の都道府県知事の認可を受けて、持分の定めのない医療法人への移行を完了した場合、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日までの間、当該認可を受けた日から起算して1年を経過することに、その経過する日からの翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、運営の状況を報告しなければならない(施行規則第60条第5項第1号)。</p> <p>また、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日から同じく6年を経過する日までの間の運営の状況については、当該認可を受けた日から起算して5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、運営の状況については、当該認可を受けた日から5年9か月までの報告を求めるとする(施行規則第60条第5項第2号)。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>4 改正前認定医療法人に関する経過措置</p> <p>1 平成29年9月30日以前の認定を受けた医療法人で、持分の定めのない医療法人へ移行していないもの(以下「改正前認定医療法人」という。)であって、移行計画に記載された移行の期限までの間にあるものは、平成29年10月1日以降、改訂後の平成18年改正法附則第10条の3第1項の認定(以下「特例認定」という。)</p>
--	---

<p>を改めて受けることができる（この場合における、第3の1(1)の申請書類については、ハの書類（定款変更案及び新旧対照表）の提出を要しないものとする。）。</p> <p>ただし、この場合においても、移行計画の移行の期限は、当初認定の日から起算して3年を超えてはならない（平成29年改正法附則第8条第1項）。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 移行計画に関連する税制措置</p> <p>1 出資者等に係る相続税等の猶予等（租税特別措置法第70条7の9から第70条の7の9関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 認定医療法人に係る贈与税の取扱い（租税特別措置法第70条7の10関係）</p> <p>(1) 制度改正後（平成29年10月1日以降）の認定医療法人（第六2(1)により平成29年10月1日以降に改めて特例認定を受けた改正前認定医療法人を含む。）の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る。）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法（昭和22年法律第87号）第66条第4項の規定は適用されない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別添様式</p>	<p>を改めて受けることができる（この場合における、第3の1(1)の申請書類については、ハの書類（定款変更案及び新旧対照表）の提出を要しないものとする。）。</p> <p>ただし、この場合においても、移行計画の移行の期限は、当初認定の日から起算して3年を超えてはならない（平成29年改正法附則第8条第1項）。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 移行計画に関連する税制措置</p> <p>1 出資者等に係る相続税等の猶予等（租税特別措置法第70条7の9から第70条の7の13関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 認定医療法人に係る贈与税の取扱い（租税特別措置法第70条7の14関係）</p> <p>(1) 制度改正後（平成29年10月1日以降）の認定医療法人（第四1により平成29年10月1日以降に改めて特例認定を受けた改正前認定医療法人を含む。）の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る。）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法（昭和22年法律第87号）第66条第4項の規定は適用されない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別添様式</p>	<p>を改めて受けることができる（この場合における、第3の1(1)の申請書類については、ハの書類（定款変更案及び新旧対照表）の提出を要しないものとする。）。</p> <p>ただし、この場合においても、移行計画の移行の期限は、当初認定の日から起算して3年を超えてはならない（平成29年改正法附則第8条第1項）。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 移行計画に関連する税制措置</p> <p>1 出資者等に係る相続税等の猶予等（租税特別措置法第70条7の5から第70条の7の9関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 認定医療法人に係る贈与税の取扱い（租税特別措置法第70条7の10関係）</p> <p>(1) 制度改正後（平成29年10月1日以降）の認定医療法人（第六2(1)により平成29年10月1日以降に改めて特例認定を受けた改正前認定医療法人を含む。）の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る。）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法（昭和22年法律第87号）第66条第4項の規定は適用されない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別添様式</p>
---	---	---

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号)の「別添様式 1」の一部改正
 (下線の部分は改正部分)

改正前	改正後
<p><u>別添様式 1</u></p> <p>附則様式第 1 (附則第 56 条第 1 項関係)</p> <p>移行計画認定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>法人所在地 法人名 代表者の氏名 印</p> <p>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 3 第 1 項の認定を受けたので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 法人の設立年月日 年 月 日</p>	<p><u>別添様式 1</u></p> <p>附則様式第 1 (附則第 56 条第 1 項関係)</p> <p>移行計画認定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>法人所在地 法人名 代表者の氏名 印</p> <p>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 3 第 1 項の認定を受けたので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 法人の設立年月日 年 月 日</p>

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院名等

医療機関等の名称	所在地

3 現在の法人類型

() イ 出資額限度法人

() ロ 出資額限度法人以外の医療法人

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設名等

医療機関等の名称	所在地

3 現在の法人類型

() イ 出資額限度法人

() ロ 出資額限度法人以外の医療法人

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日医政支発0929第1号)の「別添様式4」の一部改正
 (下線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前													
<p>別添様式4</p> <p>医療法施行規則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類(医療法施行規則第57条の2関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>法人名: _____</p> <p>代表名: _____ 印</p> <p>住 所: _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 経理内容(規則第57条の2第1項第1号イ及びびハ)</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益に対する特別の利益の供与の内容</td> <td>特別の利益 供与</td> </tr> <tr> <td>施設の利用</td> <td></td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </table>		区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益 供与	施設の利用		有 ・ 無	<p>別添様式4</p> <p>医療法施行規則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類(医療法施行規則第57条の2関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>法人名: _____</p> <p>代表名: _____ 印</p> <p>住 所: _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 経理内容(規則第57条の2第1項第1号イ及びびハ)</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益に対する特別の利益の供与の内容</td> <td>特別の利益 供与</td> </tr> <tr> <td>施設の利用</td> <td></td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </table>		区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益 供与	施設の利用		有 ・ 無
区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益 供与													
施設の利用		有 ・ 無													
区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益 供与													
施設の利用		有 ・ 無													

財産の運用		有・無
金銭の貸付		有・無
資産の譲渡		有・無
財産の賃借等		有・無
給与の支給		有・無
債務の保証		有・無
公正な方法によらない契約の相手方選定		有・無
その他寄附・贈与等		有・無

参考

○ 社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対して、以下の事例に該当する場で、社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益供与は「有」とすること。

イ 法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

財産の運用		有・無
金銭の貸付		有・無
資産の譲渡		有・無
財産の賃借等		有・無
給与の支給		有・無
債務の保証		有・無
公正な方法によらない契約の相手方選定		有・無
その他寄附・贈与等		有・無

参考

○ 社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対して、以下の事例に該当する場で、社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益供与は「有」とすること。

イ 法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

<p>ロ 法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。</p>	<p>ロ 法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。</p>
<p>ハ 法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。</p>	<p>ハ 法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。</p>
<p>ニ 法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。</p>	<p>ニ 法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。</p>
<p>ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。</p>	<p>ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。</p>
<p>ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。</p>	<p>ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。</p>
<p>ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。</p>	<p>ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。</p>
<p>チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。</p>	<p>チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。</p>
<p>リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。</p>	<p>リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。</p>
<p>ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。</p>	<p>ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。</p>

4～6 (略)

4～6 (略)

7 収入金額 (規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
		円	円	円	%
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				

7 収入金額 (規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ)

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
		円	円	円	%
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				

介護事業						
その他						
計						
社会保険診療	①					⑬
労災保険診療	②					⑩
健康診査	③					⑩
予防接種	④					⑪
助産	⑤					⑫
介護事業	⑥					⑬
その他	⑦					
計						100.0%
合計						

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①～⑦の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益にかかるとなる事業収益の合計額と一致すること。

7-2 (略)

健康診査						
予防接種						
助産						
介護事業						
障害福祉事業						
その他						
計						
社会保険診療	①					⑭
労災保険診療	②					⑭
健康診査	③					⑮
予防接種	④					⑯
助産	⑤					⑰
介護事業	⑥					⑱
障害福祉事業	⑦					⑲
その他	⑧					
計						100.0%
合計						

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益にかかるとなる事業収益の合計額と一致すること。

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細		7-3 健康診査に係る収入の明細	
健康保険法	円	健康保険法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	円

(記載上の注意事項)

○ ③が㊦と一致すること。

7-3 健康診査に係る収入の明細		7-3 健康診査に係る収入の明細	
健康保険法	円	健康保険法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	円

(記載上の注意事項)

○ ③が㊦と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細		7-4 予防接種に係る収入の明細	
定期の予防接種等	円	定期の予防接種等	円
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円

7-4 予防接種に係る収入の明細		7-4 予防接種に係る収入の明細	
定期の予防接種等	円	定期の予防接種等	円
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円

	予防接種に係る収入 合計	⑮
--	-----------------	---

(記載上の注意事項)

- ④が⑮と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

分産件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	円
分娩件数(⑯)×50万円	円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑰又は⑱の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く)に係る収入の明細

第二種社会福祉事業	社会福祉事業以外
居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円

	予防接種に係る収入 合計	⑰
--	-----------------	---

(記載上の注意事項)

- ④が⑰と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

分産件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	円
分娩件数(⑲)×50万円	円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑲又は⑳の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く)に係る収入の明細

第二種社会福祉事業	社会福祉事業以外
居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円

計	円	計	円	計	円
				介護事業に係る収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が⑩と一致すること。

計	円	計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	⑩ 円		

(記載上の注意事項)

○ ⑥が⑩と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	児童福祉法
介護給付費	障害児通所給付費
特例介護給付費	特例障害児通所給付費
訓練等給付費	障害児入所給付費
特例訓練等給付費	特定入所障害児食費等給付費
特定障害者特別給付費	障害児相談支援給付費
特例特定障害者特別給付費	特例障害児相談支援給付費
地域相談支援給付費	付費
特例地域相談支援給付費	
計画相談支援給付費	
特例計画相談支援給付費	
基準該当療養介護医療費	
地域生活支援事業	
計	計

(新設)

	障害福祉事業に係る収入合計	㉔ 円
--	---------------	--------

(記載上の注意事項)

○ ㉔が㉔と一致すること。

8 (略)

9 医療に係る経費等 (規則附則第57条の2第1項第2号ハ)

病院、診療所及び介護老人保健施設・介護医療院名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額		割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用 (投薬費を含む)	
	円	円	円	%
				%
				%
合計	㉔		㉔	%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 医療診療により収入する金額合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益にかか

8 (略)

9 医療に係る経費等 (規則附則第57条の2第1項第2号ハ)

病院、診療所及び介護老人保健施設名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額		割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用 (投薬費を含む)	
	円	円	円	%
				%
				%
合計	㉔		㉔	%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。

(2) 医療診療により収入する金額合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益にかか

<p>る事業収益の金額と一致すること。</p> <p>(3) 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の本来業務事業損益にかかると一致すること。</p> <p>「医療法施行規則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類」の記載要領</p> <p>記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること(書類付表も同じ)。</p> <p>① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日</p> <p>② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過することの日</p> <p>③ 持分の定めのない医療法人へ移行したこととの報告 定款変更の認可を受けた日</p> <p>④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過することの日</p> <p>⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日</p> <p>なお、損益計算書及び貸借対照表に基づき記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 「3 経理内容」</p> <p>(1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載内容に基づき、次のように記載すること。</p> <p>① 「施設の利用」欄</p>	<p>る事業収益の金額と一致すること。</p> <p>(3) 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の本来業務事業損益にかかると一致すること。</p> <p>「医療法施行規則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類」の記載要領</p> <p>記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること(書類付表も同じ)。</p> <p>① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日</p> <p>② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過することの日</p> <p>③ 持分の定めのない医療法人へ移行したこととの報告 定款変更の認可を受けた日</p> <p>④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過することの日</p> <p>⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日</p> <p>なお、損益計算書及び貸借対照表に基づき記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 「3 経理内容」</p> <p>(1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載内容に基づき、次のように記載すること。</p> <p>① 「施設の利用」欄</p>	<p>る事業収益の金額と一致すること。</p> <p>(3) 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の本来業務事業損益にかかると一致すること。</p> <p>「医療法施行規則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類」の記載要領</p> <p>記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること(書類付表も同じ)。</p> <p>① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日</p> <p>② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過することの日</p> <p>③ 持分の定めのない医療法人へ移行したこととの報告 定款変更の認可を受けた日</p> <p>④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過することの日</p> <p>⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日</p> <p>なお、損益計算書及び貸借対照表に基づき記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 「3 経理内容」</p> <p>(1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載内容に基づき、次のように記載すること。</p> <p>① 「施設の利用」欄</p>	<p>る事業収益の金額と一致すること。</p> <p>(3) 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の本来業務事業損益にかかると一致すること。</p> <p>「医療法施行規則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類」の記載要領</p> <p>記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること(書類付表も同じ)。</p> <p>① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日</p> <p>② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過することの日</p> <p>③ 持分の定めのない医療法人へ移行したこととの報告 定款変更の認可を受けた日</p> <p>④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過することの日</p> <p>⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日</p> <p>なお、損益計算書及び貸借対照表に基づき記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 「3 経理内容」</p> <p>(1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載内容に基づき、次のように記載すること。</p> <p>① 「施設の利用」欄</p>
---	---	---	---

<p>免除又は引受けがある場合に、その内容を記載すること。</p> <p>⑧ 「公正な方法によらない契約の相手方選定」欄</p> <p>医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者と、契約金額が少額なものを除き、公正な方法によらないで、医療法人の事業等に関して契約を締結している場合、その内容を記載すること。</p> <p>⑨ 「その他寄附・贈与等」欄</p> <p>医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対して、医療法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合、その内容を記載すること。</p> <p>(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～ (略)</p> <p>ト <u>ホ又はへ</u>に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 「4 報酬等の支給基準」</p> <p>該当する項目欄の□にチェックすること。</p> <p>支給基準の内容(概要)及び支給実績額を記載し、当該支給基準を添付すること。</p> <p>5 「5 遊休財産」</p> <p>「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載内容に基づき、次のように記載すること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄</p> <p>当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。</p>	<p>合に、その内容を記載すること。</p> <p>⑧ 「公正な方法によらない契約の相手方選定」欄</p> <p>医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体と、契約金額が少額なものを除き、公正な方法によらないで、医療法人の事業等に関して契約を締結している場合、その内容を記載すること。</p> <p>⑨ 「その他寄附・贈与等」欄</p> <p>医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対して、医療法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合、その内容を記載すること。</p> <p>(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～ (略)</p> <p>ト <u>ニ又はホ</u>に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 「4 報酬等の支給基準」</p> <p>該当する項目欄の□にチェックすること。</p> <p>支給基準の内容(概要)を記載し、当該支給基準を添付すること。</p> <p>5 「5 遊休財産」</p> <p>「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載内容に基づき、次のように記載すること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄</p> <p>当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。</p>
<p>免除又は引受けがある場合に、その内容を記載すること。</p> <p>⑧ 「公正な方法によらない契約の相手方選定」欄</p> <p>医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者と、契約金額が少額なものを除き、公正な方法によらないで、医療法人の事業等に関して契約を締結している場合、その内容を記載すること。</p> <p>⑨ 「その他寄附・贈与等」欄</p> <p>医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対して、医療法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合、その内容を記載すること。</p> <p>(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～ (略)</p> <p>ト <u>ホ又はへ</u>に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 「4 報酬等の支給基準」</p> <p>該当する項目欄の□にチェックすること。</p> <p>支給基準の内容(概要)及び支給実績額を記載し、当該支給基準を添付すること。</p> <p>5 「5 遊休財産」</p> <p>「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載内容に基づき、次のように記載すること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄</p> <p>当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。</p>	<p>免除又は引受けがある場合に、その内容を記載すること。</p> <p>⑧ 「公正な方法によらない契約の相手方選定」欄</p> <p>医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者と、契約金額が少額なものを除き、公正な方法によらないで、医療法人の事業等に関して契約を締結している場合、その内容を記載すること。</p> <p>⑨ 「その他寄附・贈与等」欄</p> <p>医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対して、医療法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合、その内容を記載すること。</p> <p>(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～ (略)</p> <p>ト <u>ホ又はへ</u>に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 「4 報酬等の支給基準」</p> <p>該当する項目欄の□にチェックすること。</p> <p>支給基準の内容(概要)及び支給実績額を記載し、当該支給基準を添付すること。</p> <p>5 「5 遊休財産」</p> <p>「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載内容に基づき、次のように記載すること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄</p> <p>当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。</p>

<p>⑤～⑨ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>(書類付表 1) (略)</p> <p>「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」(書類付表 1) の記載要領 (略)</p> <p>(書類付表 2) (略)</p> <p>「経理等に関する明細表」(書類付表 2) の記載要領 (略)</p> <p>(書類付表 3)</p> <p>「保有する資産の明細表」(書類付表 3) の記載要領 (略)</p>	<p>⑤～⑨ (略)</p> <p><u>⑩ 「F 事業費用の額」</u></p> <p><u>事業費用の額は、本来業務事業損益に係る事業費用の額を記載すること。附帯業務事業損益に係る事業費用は除くこと。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>(書類付表 1) (略)</p> <p>「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」(書類付表 1) の記載要領 (略)</p> <p>(書類付表 2) (略)</p> <p>「経理等に関する明細表」(書類付表 2) の記載要領 (略)</p> <p>(書類付表 3)</p> <p>「保有する資産の明細表」(書類付表 3) の記載要領 (略)</p>
--	---

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日医政支発0929第1号)の「別添様式7」の一部改正
(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><u>別添様式7</u></p> <p>附則様式第8 (附則第60条第1項、<u>第2項及び第5項関係</u>)</p> <p>運営の状況報告書</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>法人所在地 法人名 代表者の氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、<u>運営の状況</u>を報告します。</p> <p>記</p> <p>1 実施状況報告の種別 () 医療法施行規則附則第60条第1項に基</p>	<p><u>別添様式7</u></p> <p>附則様式第8 (附則第60条第1項<u>及び第5項関係</u>)</p> <p>運営の状況に<u>関する報告書</u></p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>法人所在地 法人名 代表者の氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、<u>下記のとおり、運営に関する状況</u>を報告します。</p> <p>記</p> <p>1 実施状況報告の種別 () 医療法施行規則附則第60条第1項に基</p>

<p style="text-align: center;">づく報告</p> <p>() 同条第2項に基づく報告 (新医療法人へ移行する旨の定款変更)</p> <p>() 同条第5項に基づく報告</p> <p>2 医療法施行規則附則第60条第5項に基づく報告の場合には、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について医療法第54条の9第3項の認可を受けた日 年 月 日</p> <p>3 法人の運営に関して、前回の報告時(初めての報告の場合には認定時)から変更のあった事項</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の三会計年度(医療法第53条に規定する会計年度をいう。)に係る貸借対照表及び損益計算書 ・医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類 	<p style="text-align: center;">づく報告</p> <p>() 同条第2項に基づく報告 (新医療法人へ移行する旨の定款変更)</p> <p>() 同条第5項に基づく報告</p> <p>2 医療法施行規則附則第60条第5項に基づく報告の場合には、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について法第50条第1項の認可を受けた日 年 月 日</p> <p>3 法人の運営に関して、前回の報告時(初めての報告の場合には認定時)から変更のあった事項</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の三会計年度(法第53条に規定する会計年度をいう。)に係る貸借対照表及び損益計算書 ・附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
--	---

○「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」(平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 3 号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)第70条の14において準用する同法第51条第1項に規定する事業報告書等及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第33条の2の3に規定する監事の監査報告書の様式について下記のとおり定められたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。</p> <p>記</p> <p>別添 1 事業報告書 別添 2 関係事業者との取引の状況に関する報告書 別添 3 法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書 別添 4 法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書 別添 5 監事監査報告書</p> <p>別添 1～別添 5 (略)</p>	<p>地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)第70条の14において準用する同法第51条第1項に規定する事業報告書等及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第33条の2の3に規定する監事の監査報告書の様式について下記のとおり定められたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。</p> <p>記</p> <p>別添 1 事業報告書 別添 2 関係事業者との取引の状況に関する報告書 別添 3 法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書 別添 4 法第78条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書 別添 5 監事監査報告書</p> <p>別添 1～別添 5 (略)</p>

